

# 議 事 録

令和7年5月9日

会議名	第23回伊賀市農業委員会総会										
開催場所	伊賀市役所本庁5階 501会議室									13:30 ～ : 15:30	
出席者	農業委員	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(一)									
		中原 福岡 田中 池町 山本 稲森 橋本 折戸 喜多 西口 喜久永									
	(計22名)										
推進委員	吉岡										
事務局	前川 山出 矢野 勝本 北田 岡嶋										
欠席者	福地 西尾 川口(貞)										
議 事											
議長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第22回総会を開催します。										
議長	それでは総会の成立報告を事務局に求めます。										
事務局	委員総数24名中、現在22名の委員に出席を頂いています。農業委員会等に関する法律第27条第3項(総会の成立要件)の規定にあります、「過半数の出席」を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。										
議長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。										
一同	異議なし。										
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は19番の橋本委員、20番の折戸委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっておりますので、ご承知おきください。										
議長	それでは、只今から議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。										
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 貸借の合意解約がなされ、報告件数15件、筆数は田37筆、 面積は合計70,084㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は田1筆、 面積は合計392㎡についての通知がありましたので報告いたします。										
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。										
議長	ご発言が無いようですので、 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。										
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～9について、事務局の説明を求めます。										

事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 総会資料4ページをご覧ください。 No.1～5は譲受人が同一ですので併せて説明いたします。申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は3,313aで、取得後は3,382aとなる予定です。譲受人は平成8年6月に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。水稻およびニンニク等を作付け予定です。譲受人は予野地区を中心に大規模に経営している法人で、当該地についても効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は2,576aで、取得後は2,587aとなります。譲受人は平成8年5月に設立された農地所有適格法人で、理事5名中5名が常時従事し、農機具は大型トラクター4台、プラウ1台、草刈機1台を所有されています。牧草を作付け予定です。申請地はNo.5との交換です。農免道路を挟んで互い違いに農地を所有しており、交換することで、お互いが隣接地と一体的に利用することができ、当該地についても効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.7 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は121aで、取得後は157aとなります。本人の農作業歴は5年で、本人が常時従事しています。農機具は田植え機、トラクターとコンバインを1台ずつ所有しています。水稻を作付け予定です。申請地は自宅のすぐそばで、隣の田も耕作管理していることから効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aですので、営農計画書が提出されています。譲受人は58歳で農作業経験は20年、本人と妻が常時従事します。申請地の隣の空き家を購入済みで、登記は田ですが現状はすべて畑であり、すでに梅の木やネギなどが作付けされています。農機具は大型は当面必要なく、今後必要に応じて調達予定です。譲受人がすでに管理していることから効率的な活用ができると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9 申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は161aで、取得後は171aとなります。農作業歴は30年で、本人が常時従事しています。農機具は耕運機を所有し、コンバイン、田植機をそれぞれリースしています。畑として利用し、露地野菜を作付け予定です。申請地は譲受人の自宅の目の前にあり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区、鞆田地区、玉滝地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
中原委員	No.1からNo.6について説明します。4月24日に現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はございません。
山本委員	No.7について説明します。4月25日に現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はございません。
稲森委員	No.8とNo.9について説明します。4月22日に現地立会を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～9について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～9について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～9については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.10～15について、事務局の説明を求めます。

事務局	No.10 申請内容は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は1aとなり、農作業歴はありませんが、申請地の隣にある空き家を取得し転居された後に、本人と妻で常時従事する予定です。申請地では、ネギやミカンを栽培される計画で、農機具は耕うん機1台を知人から借り受ける予定です。申請地は、購入予定の居宅の裏にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11 申請内容は議案書のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は4aとなり、農作業歴は本人が50年、妻が40年で、本人と妻で常時従事する予定です。申請地の一部に65㎡の農業用倉庫が建っていることから肥料、農機具の保管庫として利用し、それ以外の農地でじゃがいも、ニンジン、キャベツ等の自家用野菜を栽培される計画です。農機具は耕うん機を1台所有されており、申請地は、自宅裏にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12 申請内容は議案書のとおりです。譲渡人と譲受人は自宅が隣同士であり、譲渡人の自宅前にある畑3筆を3年前から譲受人が管理していたことから、今回申請されたものです。但し、〇〇番の畑1筆については、土地の形状から譲渡人が農地の4分の3を、譲受人が農地の4分の1を利用する方が管理しやすいことから、持分を4分の1のみ贈与し、今後は共有で管理する予定です。譲受人の取得後の耕作面積は3aとなり、農作業歴は3年で、常時従事する予定です。申請地では、ネギなどの自家用野菜を栽培される計画で、農機具は耕うん機を1台所有しています。申請地は、自宅前にあることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、営農計画書により、真泥の農地でキュウリや白菜等を耕作し、自家消費することで新規就農者として認められたところです。取得後の耕作面積は36㎡となります。申請地は、譲受人の自宅から徒歩5分程度と近隣で、また農機具についても今後耕運機と草刈機を購入予定で取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、4月22日の現地立会時に問題ないということをお伺いしておりますので、合わせて報告致します。
事務局	3条申請 No.14・No.15 5条申請 No.10・No.11 非農地証明下付願 No.2については、申請地も隣接地でまとまった申請となります。No.14申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、営農計画書により、上阿波の農地で大根や玉葱等を耕作し、自家消費することで新規就農者として認められたところです。取得後の耕作面積は2aとなります。譲受人の住所は、現在大阪府ですが、申請地の隣接地に引っ越すとのことです。また農機具についても農地を取得後、必要に応じて調達する予定で取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15 申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は48aで取得後の耕作面積は48aとなります。農作業歴は本人が50年農業に従事しております。農機具は、草刈機を所有、その他の農機具はをリースされており、取得後は水稻や野菜を耕作されます。申請地は、譲受人の自宅の隣接地であり、隣地にも多数農地があることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、柘植地区、西柘植地区、山田地区、阿波地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
福岡委員	No.10について説明します。4月25日に現地立会を行いました。事務局の説明通りで特に問題はございませんので、よろしくお願いします。
田中委員	No.11とNo.12について説明します。4月23日に現地立会を行いました。別段問題はございませんので、よろしくお願いします。
橋本委員	No.14とNo.15について説明します。4月24日に現地立会を行いました。特に問題はございません。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.10～15について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.10～15について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.10～15については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第2号No.1～3について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.1 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は炊村集落センターから北西へ約600mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、昭和46年から牛舎敷地及び駐車場として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。申請地は、相当数の居住用家屋が連たんしている市街地の区域内にあるため、今回の転用はやむをえないと判断します。取水・汚水・雑排水は無く、排水は雨水のみで南側既設水路へ放流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は大山田郵便局から北西へ約300mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、既に供養忌として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。申請地は、宅地や河川に囲まれた狭小で不整形な農地であるため、今回の転用はやむをえないと判断します。取水・汚水・雑排水は無く、排水は雨水のみで北側及び西側の既設側溝へ放流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3 申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、国道163号線の三軒家交差点から西に150mほどで、農用地区域内農地です。申請地は、申請人が平成25年から営農型太陽光発電施設として利用しており、3年に一度の更新申請であり、一時転用はやむを得ないと判断します。工事計画は既存の営農型太陽光発電施設を使用するため、ありません。太陽光パネルを418枚設置しています。毎年、年度当初に前年度の収穫状況の報告を受け、営農が適切に継続されていることが確認できており、今回の許可期間においても適切な営農の確保が見込まれます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、長田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
門口委員	No.3について説明します。4月25日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～3について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～3については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～6について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。  議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。  No.1～No.3は譲渡人、譲受人が同一の案件ですので併せて説明させていただきます。  No.1～No.3申請内容は議案書のとおりです。3件の申請について、譲渡人、譲受人は同じですが、農地は隣接せず離れていることから分けて申請されています。申請地は伊賀神戸駅から北西方向へ500m～700mほどで、いずれも周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところを承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和7年7月30日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルをNo.1は168枚、No.2は132枚、No.3は180枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.4 申請内容は議案書のとおりです。申請地は伊賀鉄道上林駅から北東へ700m程に位置し、周囲を山林と雑種地で囲まれた10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であることから、第2種農地と判断します。申請法人は、令和5年7月に設立され、太陽光・風力等のクリーンエネルギー開発その他のエネルギー等に附帯または関連する事業などを行っています。申請地一体は、長年休耕地になっていることから、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和8年3月末までの計画で、太陽光パネルを3,052枚設置し、土地造成は、切り土を1.5～1.8m、盛り土は1m以下で整地を行います。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び透水トレンチ、堰堤(えんてい)を設置し場内処理する計画で、水理計算書も添付されています。資金計画については、預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用しないものであり、発電事業者と卸売電気事業者、小売電気事業者の間で売買契約が締結されていること、および卸売電気事業者と小売電気事業者が経済産業省で電気事業登録を受けていることを確認しております。また、伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届け出もなされており、隣接する農地所有者及び地元地区、水利関係者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.5 申請内容は議案書のとおりです。申請地はふるさと会館いがから北東へ1.1kmほどで、周囲を山林と雑種地、宅地で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、長年休耕地になっており、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和7年12月末日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを144枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.6 申請内容は議案書のとおりです。申請地は壬生野小学校から東へ500m程に位置し、周囲を山林と雑種地で囲まれた10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は休耕地になっており、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は令和7年7月15日から令和7年8月15日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを132枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、神戸地区、柘植地区、壬生野地区、の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p>
松永委員	<p>No.1からNo.4について説明します。4月24日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
福岡委員	<p>No.5について説明します。4月25日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
池町委員	<p>No.6について説明します。4月24日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>

議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号No.7～13について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.7 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は上野自動車学校から北西へ約800mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は法面も高く、周囲を山林や宅地で囲まれており、鹿や猪の鳥獣害も酷く不整形な農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年7月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを168枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.8 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は上野自動車学校から北へ約500mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は野間地区の北側の山あい、法面も高く、周囲を山林や宅地で囲まれており、鹿や猪の鳥獣害も酷く不整形な農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年7月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを132枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.9 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は土橋農村公園から西へ約150mほどにあり、周囲を宅地で囲まれており基盤整備されていない狭小で不整形な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は、昭和63年から農業用倉庫敷地として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。取水・汚水・雑排水は無く、排水は雨水のみで東側既設水路へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は伊賀ふるさと農協阿波支店から北東へ約650mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、周囲を川と宅地で囲まれており、基盤整備されていない狭小で不整形な農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年7月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを140枚設置、隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.11 申請内容については総会資料のとおりです。申請地は伊賀ふるさと農協阿波支店から北東へ約650mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、No.10と同様、周囲を川と宅地で囲まれており、基盤整備されていない狭小で不整形な農地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。今後は、3条申請 No.14と同様、譲受人が隣接地に引っ越してきて、駐車場として利用します。工事計画は許可日から令和7年7月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.12 詳細については議案書のとおりです。申請地は、市内車坂町の住宅地に位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地に該当します。施設の概要については、貸人の所有する土地で、この度、借人(娘婿)の住宅建築用地として利用する計画で、土地造成は整地のみで取水は公共水道、汚水雑排水は合併浄化槽を利用、雨水は自然浸透及び既設水路に放流します。資金計画については、資金証明書も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。また、相互での使用貸借権契約も締結されており、隣接する土地関係者にも申請内容を説明済みであり、用途区域が定められた旧市街化区域内の土地であることから、今回の申請はやむを得ないと考えられます。
事務局	No.13 詳細については議案書のとおりです。申請地は、国道163号線小田西交差点より南西に約700mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地に該当します。申請地については、令和6年10月25日付にて許可をいただいておりますが、今回、譲受人(事業所)の変更に伴う事業承継のため、再度新たに申請があったもので、以前の事業内容を承継することとなっています。また、隣接する土地関係者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、新居地区、三田地区、府中地区、阿波地区、上野地区、小田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.7とNo.8について説明します。4月23日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
高田委員	No.9について説明します。4月24日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
橋本委員	No.10とNo.11について説明します。4月24日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
玉岡委員	No.12とNo.13について説明します。4月30日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7～13について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.7～13について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.7～13については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第4号「事業計画変更申請について」を議題とします。議案第4号No.1について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.1 詳細については議案書のとおりです。農地法第5条のNo.13で説明しましたとおり、令和6年10月25日付にて太陽光発電施設設置で許可されたものの変更に対する承認となります。概要等詳細については、説明済みですので省略させていただきます。
議長	只今の説明に関連して、小田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1について説明します。4月30日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議 長	全員賛成ですので、議案第4号「事業計画変更申請について」No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第5号No.1～3について、事務局は説明してください。
事務局	議案第5号 非農地証明下付願について説明します。 総会資料10ページをご覧ください。 No.1 詳細は議案書のとおりです 申請地は、県道甲賀阿山線の玉瀧交差点の北西約700mの山際に当たる農地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。3条申請No.8の空き家の裏山にあたります。当該農地は、昭和50年ごろに植林し現在も山林として利用しています。木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2 申請内容については総会資料のとおりです。場所は、伊賀ふるさと農協阿波支店から北東へ約650mに位置する土地で、周辺は小規模な農地集団であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、建物の全部事項証明書から昭和43年に家屋が建築されたことを確認しており、また現地立会より、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3 申請内容については総会資料のとおりです。場所は、伊賀ふるさと農協阿波支店から北東へ約1.1kmに位置する土地で、周辺は小規模な農地集団であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、現地立会より約25年前に植林し山林として利用したことを確認しており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、玉瀧地区、阿波地区 の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
稲森委員	No.1について説明します。4月22日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。
橋本委員	No.2とNo.3について説明します。4月24日に現地立会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。第5号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明下付願について」No.1～3は、原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会資料11ページをご覧ください。議案第6号 農用地利用集積等促進計画についてご説明します。農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められています。 利用権設定された土地が、新規設定32件で、田73筆、畑1筆。計画面積は合計122,770㎡です。 権利移転された土地が、1件で、田1筆、畑1筆。計画面積が1,619㎡です。 利用権説明

事務局	<p>整理番号 51 所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野敦子さん、所有権を移転するものは川西の〇〇さん、所有権を移転する土地は川西地内の田3筆、面積は合計1,431㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和7年7月18日を予定しています。</p> <p>整理番号 52 所有権の移転を受けるものは緑ヶ丘東町の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野敦子さん、所有権を移転する土地は川西地内の田3筆、面積は合計1,431㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和7年7月18日を予定しています。</p>
事務局	<p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
議長	次回の総会は、令和7年6月10日(火)午後1時30分から、伊賀市役所5階501会議室で開催いたします。以上をもちまして、伊賀市農業委員会第23回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 年 月 日

会長

坂本 榮二

印

議事録署名者

橋本 隆

印

議事録署名者

折戸 八郎

印